**【参考】自治会会則（下線部分は必要に応じて規定する）**

○○自治会会則

第1章　総則

（目的）

第１条　本会は、会員相互並びに会内外の諸団体と協力、協調して会員の親睦を図るとともに、地域における生活環境の改善や安全確保などに努め、明るく住みよいまちづくりを行うことを目的とする。

（名称）

第２条　本会の名称は○○自治会（以下「会」という。）と称する。

（区域）

第３条　会の区域は、長岡京市○○とする。

（事務所）

第４条　会の事務所は、○○に置く。

（会員）

第５条　会の会員は、○○地域に居住する世帯及び事業所とする。

（事業）

第６条　会は、第１条に掲げる目的を達成するため、下記の事業を実施する。

(１)　会員相互の親睦に関すること。

(２)　会区域内のおける事柄についての検討、対応に関すること。

(３)　自主防災組織に関すること。

(４)　長岡京市及び諸団体との連絡調整に関すること。

(５)　その他、会の目標達成に必要な事項に関すること。

第2章　役員

（役員）

第７条　会に次に掲げる役員を設置する。

(１)　会長　１名

(２)　副会長　○名

(３)　書記　○名

(４)　会計　○名

(５)　会計監査　○名

(６)　専門部長　○名

(７)　組長　各組から○名

（役員の選出）

第８条　会長は、総会において会員の中から選出する。

２　副会長、書記及び会計は、総会において会長が会員の中から指名する。

３　会計監査は、総会において会員の了承を得て会長が指名する。

４　専門部長は、各専門部員の中から選出する。

５　組長は、各組において選出する。

（役員の職務）

第９条　会長は、会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

３　書記は、会務を記録し、会の内外への連絡及び広報などを行う。

４　会計は、会の出納事務を処理し、会計にかかる書類の整理及び管理を行う。

５　会計監査は、会計にかかる監査を行う。

６　専門部長は、専門部会を代表して統括し、部会業務を行う。

７　組長は、組を代表して統括し、会の円滑な運営に協力する。

（役員の任期）

第10条　役員の任期は、組長を除き○年とする。ただし、再任は妨げない。

２　役員に欠員が生じたときは、迅速に補充しなければならない。また、後任の任期は前任者の残任期間とする。

第3章　会議

（会議の種類）

第11条　会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

（会議の構成員）

第12条　総会の構成員は、第5条に掲げる者をいう。

２　役員会の構成員は、会計監査を除く第7条に掲げる者をいう。

３　専門部会の構成員は、各専門部員をいう。

（会議の成立要件並びに議決）

第13条　会議は、構成員の○分の○以上の出席をもって成立する。ただし、欠席者のうち委任状の提出があった分については、出席とみなし出席者数に勘定する。

２　議決は、出席者による多数決とし、可否同数の時は議長が決するものとする。

（総会）

第14条　総会は、会の最高議決機関とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

３　総会は、会長が招集する。

４　通常総会は、毎年1回、前年度の会計終了後速やかに行う。

５　臨時総会は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときに開催する。

(１)　第12条第1項に掲げる構成員の○分の○以上の請求

(２)　役員会の議決

(３)　会長が必要と認めたとき。

６　議長は、総会出席者の中から選出する。

７　総会では次に掲げる事項を議決する。

(１)　事業計画および予算に関すること。

(２)　事業報告および決算に関すること。

(３)　会則の制定改廃に関すること。

(４)　会長の選任および役員の解任に関すること。

(５)　その他、会に関する重要案件に関すること。

（役員会）

第15条　役員会は、会長が招集し、毎月第○週目の○曜日に開催する。ただし、会長が必要と認める場合は臨時に開催することができる。

２　会長は、役員会の議長を務める。

３　役員会は、次に掲げる事項について企画、執行するものとする。

(１)　総会の議決した事項の執行に関すること。

(２)　総会に付議すべき事項に関すること。

(３)　その他、総会の議決を要さない会務の執行に関すること。

４　第14条第1項第5号に定める重要案件事項につき、急を要するものについては、役員会で議決執行し、会長は次回総会でその内容について報告し、承認を求めなければならない。

（専門部会）

第16条　専門部会は、専門部長が開催を必要と認めるときに部長が招集する。

２　専門部長は、各部会の議長を務める。

３　専門部会は、各専門部会の内容について企画、執行する。

第４章　組織

（専門部）

第17条　会に、次に掲げる部会を置く。

(１)　環境衛生部　会内の環境、衛生の維持向上の企画、立案に関すること。

(２)　文化体育部　会員の文化、体育振興の企画、立案に関すること。

(３)　健康福祉部　会員の健康増進と福祉推進の企画、立案に関すること。

(４)　防災防犯部　会の防災、防犯活動の構築、推進に関すること。

(５)　広　報　部　会の広報紙、ホームページに関すること。

(６)　○　○　部　○○に関すること。

２　前項に設置された部会以外に、役員会は、必要に応じて臨時の部会を設置できる。

３　部会員は、会員の中から会長が任命する。

（組）

第18条　会の円滑な運営のために組を置く。

２　組の編成は、当該住民の合意を得て編成し、その内容について役員会、総会で了承を得るものとする。

３　組長は、当該組の会員の中での輪番制とする。ただし、高齢などの理由で任務が困難なときは、本人の申し出によりその職を免除できる。

（協力組織）

第19条　会は、広域課題を解決し、かつ、同様の団体との交流親睦を図るために、長岡京市自治会長会に加入する。

２　前項の他に会の目的のために、他団体との協力関係を築くよう努める。

第５章　会計および会計監査

（会計年度）

第20条　会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（費用）

第21条　会の活動などに要する費用は次に掲げるものをもって充てる。

(１)　会費

(２)　寄付金品

(３)　事業収入

(４)　その他収入

２　会費は、１世帯○円とし、○ヶ月分前納する。

３　会費の徴収は組長が行う。

（会計監査）

第22条　会計監査は、年に1回以上行なわなければならない。

２　会計監査は、会計年度が終了して○日以内に実施し、総会で監査報告をしなければならない。

第６章　会則の改廃及び会の解散

（会則の改廃）

第23条　会則の改廃は、総会において会員総数の○分の○以上の議決を得なければならない。

（会の解散）

第24条　会の解散は、総会において会員総数の○分の○以上の議決を得なければならない。

第７章　雑則

（帳簿の整理）

第25条　会には、会員名簿、議事録、金銭出納帳及び資産備品に関する帳簿を備えなければならない。

２　会員の閲覧請求があったときは、閲覧させなければならない。

（委任）

第26条　会が会則施行のために、必要がある場合は、役員会で規則を制定することができる。ただし、制定後は次回役員会に報告し、承認を得なければならない。

附　則

　この会則は、○年○月○日から施行する。